

学校いじめ防止基本方針

R2. 6. 30 改定

1. 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸になって組織的に対応することが必要である。

しかしながら、未だにいじめを背景とした生徒の生命や身体に重大な危険が生じる事案が全国で発生しているのが現状である。

いじめから一人でも多くの生徒を救い、安心、安全な学校生活を保障するためには、生徒を取り囲む教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することである。このように教職員総がかりでいじめの問題に対峙するために基本方針や体制を整備することが必要である。

2. いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ対策推進法）

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ必要がある。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

(2) いじめの集団構造と態様

いじめは①「被害者」と②「加害者」だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする③「観衆」や見て見ぬふりをする④「傍観者」が結果的にいじめを助長・促進してしまう。しかし周りで見ている生徒の中から「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層を育てていくことが、いじめ防止指導では重要である。または直接止めに入らなくても否定的反応を示すことで加害者への「抑止力」にもつながる。

3. いじめ予防、防止に向けての年間指導計画

・全校生徒対象

- (1) 各学期始業日から1ヶ月間の登校指導での生徒観察
- (2) 各学期始業日より「面接旬間」を設定し、学級担任、副担任による面談
- (3) 各学期末に「学校生活アンケート」の実施
- (4) ネット上のいじめに関する警察署による講話
- (5) 平和教育、人権講演会の開催
- (6) 積極的なボランティア活動への参加呼びかけ

・新入生対象

- (1) ネット安全教育の外部講師によるHRA

・希望生徒

- (1) 教育相談部による「ピアサポートトレーニング」

4. いじめの対応

※いじめ発覚のパターンは様々である。教職員が常々高いアンテナを立てることが必要である。

(1) いじめ発覚、発見時の初期対応

第一報者からの聞き取り（別室にて個別聞き取り）
プライバシーの保護を約束し、以下の内容を聞き取り、聞き取り後は確認をする。
①いじめ内容 ②期間 ③関係した生徒 ④周囲の生徒の様子 ⑤その他



学級担任または学年主任へ報告

(2) 該当生徒からの聞き取り時の初期対応

(1) 被害生徒：対応 → 別室にて学級担任または学年主任

プライバシーの保護に十分配慮しながら、教職員が全力で安全を守ることを伝え、被害生徒の思いを共感的に受け止める姿勢で傾聴する。状況に応じて被害生徒と信頼関係が構築されている教職員にも対応してもらう。

(2) 加害生徒：対応 → 生徒指導主任が役割を決める。

本人に事実確認をし、事実を記載させ、いじめは決して許されない行為であること、いじめられた側の心の痛みを配慮すること、自分の行為が重大な結果に繋がったことを伝え、終始毅然とした態度で対応する。

(3) 周辺生徒：対応 → 学年主任が役割を決める。

周辺の生徒にいじめ行為を見聞きしたことがあるか問いかけ、具体的にいつ、どこで、どのようなことであったか聞き取りをする。

いじめ対応委員会

（管理職、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育担当者、学年主任、学級担任、養護教諭）
で以下の内容を協議

- ① 被害、加害生徒の対応方針の決定
- ② 他の生徒への対応
- ③ 全校集会・学年集会、保護者集会等の検討
- ④ 県教育委員会への報告

(3) 加害生徒・被害生徒の具体的対応

被害生徒への対応

- ① 学級担任または学年主任で対応
 - ・プライバシーの保護に十分配慮しながら、教職員が全力で安全を守ることを伝える。
 - ・今後の対応の在り方について本人の要望を十分考慮する。
 - ・状況に応じて信頼関係のある教職員に対応してもらう。
- ② カウンセリングの必要性の有無

加害生徒への対応

- ① 学級担任または学年主任、生徒指導主任で対応
 - ・叱責、説諭にとどまらず、反省を促しながら振り返りの時間とする。
 - ・育成歴や人間関係、心理的背景の理解につとめる。
 - ・状況に応じて信頼関係のある教職員に対応してもらう。
- ② 謝罪に繋がる反省を促す
 - ・形式的なものでない謝罪の気持ちを表せるように粘り強く取り組む。

懲戒処分については、生徒の実態を踏まえボランティア活動への参加などの措置も考慮しておくこと。

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合などは迅速な対応が求められる。

※ 生徒、保護者からいじめが原因で重大事態に至ったという申立てがあった場合も含む

(2) 対応

いじめ対応委員会（管理職、生徒指導主任、教青相談主任、人権教育担当者、学年主任、学級担任、養講教諭）で以下の内容を協議

- ① 被害、加害生徒の対応方針の決定
- ② 他の生徒への対応
- ③ 全校集会、保護者集会等の検討
- ④ 県教育委員会への報告
- ⑤ 関係専門機関（弁護士、医療機関、警察、福祉関係、スクールカウンセラー、学校評議員、PTA役員）への連絡、相談、報告、通報

6. ネットいじめ対応

(1) ネットいじめとは

- ① 不特定多数の者から、特定の生徒に対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的におこなわれ、また、誰により書き込まれたかを特定されることが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② ネットが持つ匿名性から安易な書き込みがおこなわれた結果、簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネットに掲載された個人情報や画像は、容易に情報加工ができるため、生徒の個人情報がネット上に流出し、悪用されやすい。

- ④保護者や身近な大人が生徒の携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、保護者や教職員による「ネットいじめ」を発見することが困難なため、その実態を把握し効果的な対策を講じることは極めて困難である。

(2) 対応

①事前指導

まずは予防的視点に立ち、携帯端末機器の正しい利用方法を専門機関等に依頼し、実態に即した事例等を挙げてもらいながら予防的指導をおこなう。

②ネットいじめの発見、発覚の初期対応での留意点

(被害生徒への対応)

- ・ネット上でのやりとりのケースがあるので、被害生徒も加害を加えていることも考えられる。きめ細かいケアをしながら、起こった背景や事情を詳細に丁寧に聞き取りをする。

(加害生徒への対応)

- ・ネット上でのやりとりのケースがあるので、加害生徒も被害を受けていることも考えられる。起こった背景や事情を詳細に丁寧に聞き取りをする。